



平成28年2月16日

お知らせ

資 料 提 供 先
山口県政記者クラブ
山口県政記者会
山口県政滝町クラブ

特殊車両の指導取締を実施します 違反車両撲滅のため取締を強化

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、通行に際し道路管理者の許可が必要であり、悪質な違反者には厳罰化※されました。

山口河川国道事務所では、許可を受けていない、あるいは許可された重量・寸法を超えた車両について山口県警察本部の協力を得て、下記のとおり指導取締を実施します。

【日時・場所】平成28年3月1日(火) 9:30~11:30 ^{だいどう}台道取締基地
13:30~15:30 ^{へた}戸田取締基地
(別紙参照)

(注:雨天等により中止することがあります)

平成27年度 第10回目の取締となります。

【協力】山口県警察本部 交通部 交通機動隊

なお、当日の現地取材は可能です。取締結果については後日お知らせします。

※平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの効いた取り組みを進めています。

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副所長(管理) ^{おかもと}岡本 ^{てつのり}哲典

(担当) 道路管理第一課長

^{にしむら}西村 ^{ひでゆき}英之

電話番号 (0835)22-5114

(広報担当) 計 画 課

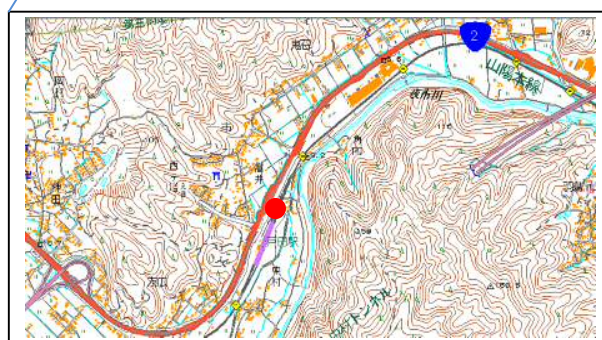
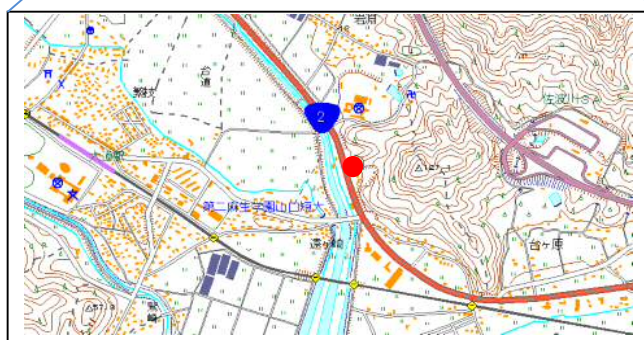
^{よしだ}吉田 ^{まさと}真人

位置図

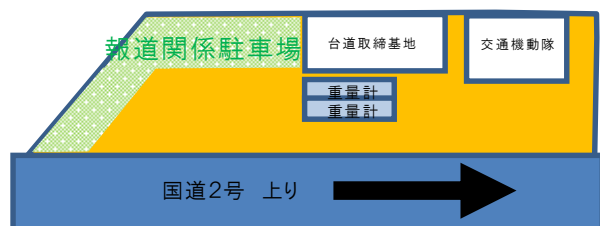


9:30~11:30
一般国道2号(上り)

13:30~15:30
一般国道2号(下り)



拡大図



拡大図



雨天等により中止する場合について

雨天等により中止することがありますが、改めて記者発表は行いませんのでご了承ください。

取材にあたっては、当日朝、8時30分以降に下記連絡先で電話確認をお願いいたします。

(連絡先)

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
道路管理第一課 西村
電話番号 (0835)22-5114

事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、
是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、
その違反者の名称や違反内容等を公表します。
さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

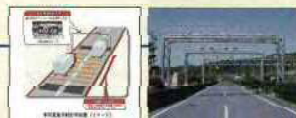
道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、
法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります



■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。
データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住 所	電 話 番 号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0856-26-6221
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区富町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2620
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課	〒747-8585 防府市国衛1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

各県・政令市などの窓口はこちらから <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
「特殊車両通行許可制度」



特殊車両の通行による社会資本への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きく、重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等連結車はほとんどこれを超過します。	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラーは別扱いとなります。(それぞれが12mまで)	規定なし ただし、他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大26t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を超過して積載してはならない(過積載)
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし

↑ どれか1つでも越える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ない認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は運輸する重量によって異なります。



(イラスト出典：(財)日本道路交通情報センター資料)

ルールを守って
みんなが安心できる
きれいな道路を！

過積載車両が
及ぼす
橋への負担

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

過積載車両が及ぼす
橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。



規制情報等はリアルタイムで更新しています
申請時及び運行時の参考にしてください。



- 【ポイント】➢道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

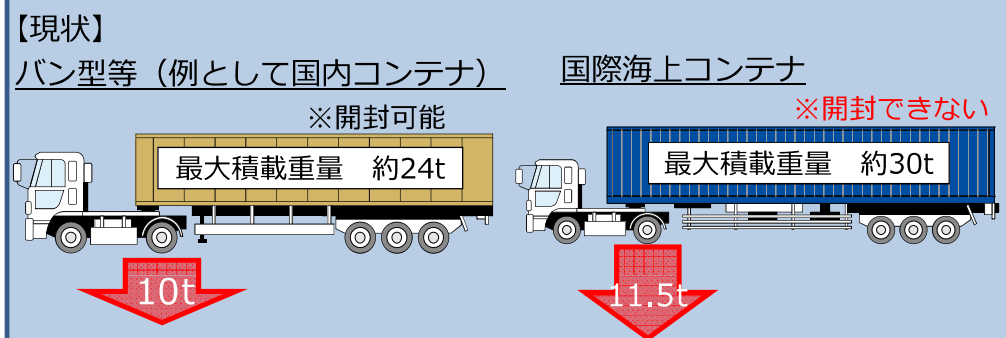
※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!

申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

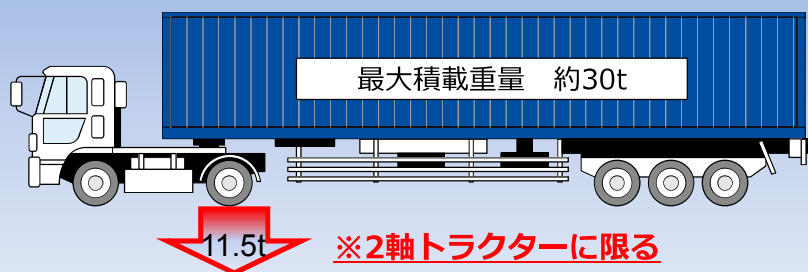
バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

- 国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5 t 【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施
※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

■ 駆動軸重の緩和



【緩和後】 国際海上コンテナ輸送車両に限らず駆動軸重11.5tに緩和

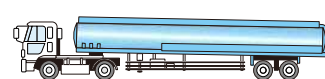


■ 緩和対象車両（特例8車種）

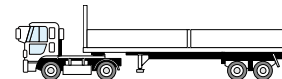
・バン型セミトレーラ



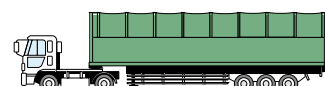
・タンク型セミトレーラ



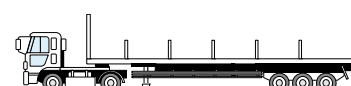
・あおり型セミトレーラ



・幌枠型セミトレーラ



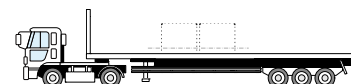
・スタンション型セミトレーラ



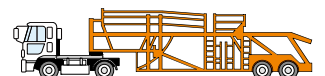
・コンテナ用セミトレーラ



・船底型セミトレーラ



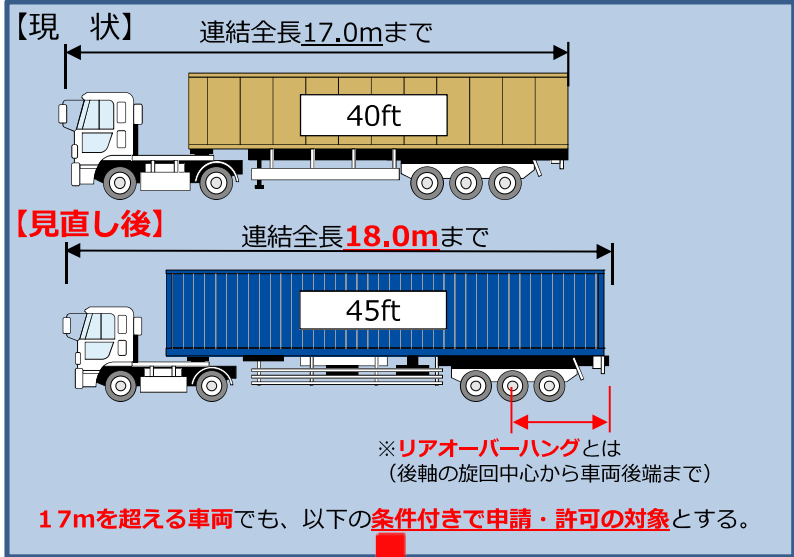
・自動車運搬用セミトレーラ



45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

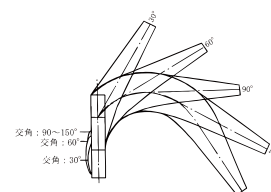
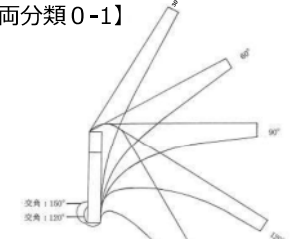
- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ（+約1.5m）の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレーラ連結車（特例8車種）の車両長の制限を緩和（17m→18m）※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

■全長の緩和（海上コンテナ輸送車両の例）



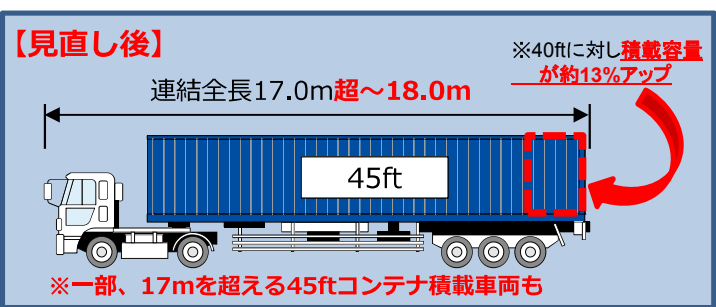
■審査条件の緩和

※特殊車両通行許可限度算定要領より

現 状	【車両分類Ⅰ-1】	【車両分類Ⅰ-0】
	 交角：90°～150° 交角：90° 交角：90° 交角：120° 交角：150°	 交角：150° 交角：90° 交角：120°
	14m<L≤17m	17m<L≤20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類Ⅰによる審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かつ	

①全長17.5mまで リアオーバーハング※ 3.2 m≤L≤4.2m	②全長18.0mまで リアオーバーハング※ 3.8 m≤L≤4.2m
------------------------------------	------------------------------------

■効果（海上コンテナ輸送車両の例）



■緩和対象車両（特例8車種）

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

・バン型セミトレーラ ・幌枠型セミトレーラ ・自動車運搬用セミトレーラ ・スタンション型セミトレーラ



・タンク型セミトレーラ

・コンテナ用セミトレーラ

・あおり型セミトレーラ

・船底型セミトレーラ

